

第 7 回 大町市学校給食あり方検討委員会議事録

日時：平成 23 年 11 月 7 日（木）

午前 10 時 00 分から午前 11 時 40 分まで

場所：大町市役所第 4 会議室

出席者：大町市学校給食あり方検討委員会委員 10 名

事務局：定刻になりましたので、これから始めたいと思います。副委員長お願いします。

副委員長：本日は、お忙しい中大変ご苦労様です。いよいよ大詰めになってきて、第 7 回の委員会であります。原発の問題やそれに関連して食の安全についての問題がありますが、大町の学校給食のまとめができればと考えております。それでは、第 7 回の大町市学校給食あり方検討委員会を開催したいと思います。

事務局：次に、挨拶を教育長お願いします。

教育長：皆さん、おはようございます。めっきり秋も深まってまいりました。もう少ししますと、冬の足音が聞こえてくる時期になってまいります。委員の皆様には、第 7 回目の委員会ということで、ご参集いただきまして感謝と御礼を申し上げます。また、この間、6 回にわたりまして、視察や給食の試食をしていただきながら大町の学校給食が、今後どうあるべきであるかについて、議論を深めていただいていることにつきましても感謝を申し上げます。

今、副委員長からもお話がありましたように、昨年から検討を進めていただいております。あと 2 回くらいでおまとめをいただきたいと思っております。申すまでもなく、学校給食は、安全で子ども達の成長にあったものを提供することが本来の趣旨であります。

また、3 月 11 日の震災により、放射能の問題についても検討をいただきながら、一方で、国や県の役割と実際に現場を担っている市町村の役割についても考えながら、現在の体制の中で、より良い形で、総合的なまとめをしていただければと思っております。市としては、これまでも進めてまいりました地産地消やアレルギーの対応など、子ども達にきめ細かな対応をしてまいりたいと考えております。それらのことも含めまして、どのような形が最適なのかということについて、皆様方からアドバイスを頂けたらありがたいと思っております。皆様方からご提案を頂ければ、そのことを踏まえまして、一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。そんな私どもの気持ちをくみ取っていただきながら、よりよいまとめをしていただければと思っております。そんなことをお願いして、私からの挨拶とさせていただきます。

なお、私は、挨拶を終えたら退席させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局：続きまして、委員長ご挨拶をお願いいたします。

委員長：ご苦労様でございます。先日、ご案内の文書が届いたと思います。事務局からまとめの骨子について、お示しをいただきました。これまで私どもは、それぞれの立場で、それぞれの意見を自由に述べさせていただきました。大変貴重なご意見をいただいております。ここまでおまと

めいただきました事務局には、大変ご苦労されたことと思います。今日の委員会でも、いろいろご意見を頂戴すると思います。忌憚のないご意見を頂戴しまして、最終的に事務局でおまとめをいただくことになると思います。よろしく願いいたしたいと思います。

今、放射能の問題が大きくなってきておりまして、子ども達の安心安全を守るという立場から、難しい問題もあろうかと思えますけれども、皆さんもテレビや新聞をご覧いただき、情報を収集していただきまして、ご意見をいただきたいと思えます。本日は、ご苦労さまでございます。

事務局：それでは、3の協議をお願いしたいと思えます。ここからは、委員長の進行をお願いいたします。

委員長：それでは、私の方で進行を務めさせていただきます。それでは、学校給食の管理運営について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：事前にお配りしました、検討項目及び検討結果の2と3ページ目をご覧ください。本日の挨拶にもありましたが、7項目にわたっての協議は、一様終了しているということでございます。管理運営につきましては、しっかりとした方針が固まっていないということです。業務委託や調理員の配置の関係などについての方向性が固まっていないので、今回、再度協議をお願いしたものであります。それでは、事務局の方で資料に沿って説明をさせていただきます。

2ページ目の現在の状況についてですが、ここには、これまでの経過が書かれております。平成15年2月に、給食センター調査研究委員会と給食センター検討委員会が設置され検討が行われ、からまでが平成16年に市の方針として出されたものであります。

経費節減として、自校方式を継続として、平成16年度より正規職員の退職時には、正規調理員の補充は行わず、臨時調理員の補充とする。調理委託については、正規調理員の退職時には、臨時調理員を補充することにより、正規調理員と臨時調理員の構成比が変わり、職場への影響が懸念されることから、業務の一部委託を検討する。一部委託を行う場合は、平成19年度を目途に中学校について検討する。栄養士の充実については、アレルギー対応等、給食業務の充実化を図るため、平成19年度を目途に臨時栄養士の嘱託化を検討する。その他としては、既に全面改築が行われましたが、仁科台中学校の給食施設については、平成17年度に施設改修を実施する。ということであり、このことが、委員会の答申を受けて、平成16年1月23日に、出した教育委員会、市の方針であります。

その後、平成18年に八坂村と美麻村と合併となりまして、八坂地区については、視察していただいたとおり、調理は業務委託で自校方式の学校給食を実施しているところであります。

委員会で検討していただき、出された意見ですが、(2)の学校給食の管理運営の基本方針、委員の意見というところで、皆さんにお配りしてあります議事録から拾わしていただいた主な意見であります。意見については、読ませていただきます。

既に、教育委員会で「経費削減に努めながら自行方式を継続する。」と方針が出されており、現在の社会情勢からしても一部業務委託による経費削減はやむを得ない選択である。業務委託により生じる諸問題について十分検討し、自校給食のより充実した運営を目指す必要がある。アレルギーは、アナフィラキシーショックを起こすと人命にかかわることもあるため、各学校の規模

や食数に適した人員配置をする必要がある。正規職員の補充についても検討してもらいたい。各施設の現状を把握し、職員の適正配置を行う。正規調理員の補充が難しい状況では、業務委託の検討を実施する必要がある。業務委託する場合には、仕様等を作成する際に、専門的知識を持った人から意見を聞き、反映させる必要がある。業務委託を検討する際には、保育園の正規職員との調整も必要である。若い栄養士や臨時の栄養士が多いため、給食管理や運営、衛生管理等においては、委託の方がやりやすいのではないかと。調理員は、調理の専門職なので、臨時職員の採用であっても長期雇用が可能ないようにできないか。八坂、美麻の自行炊飯を委託炊飯として、調理員の業務量を削減する。学校給食のセンター化は、少子化に伴い将来的にはやむを得ないかも知れないが、作り手の顔が見える給食の方が望ましい。出来る限り自校方式を継続してほしい。自校の校の字が違っていなした、訂正をお願いします。

これを踏まえまして、まとめたものが以下であります。委員からは、自校直営で実施していただきたいという意見もありましたし、社会状況から見て一部業務委託も仕方がないという意見も出されておりました。まとめでは、両論併記といたしますが、16年の方針を踏まえた上でのまとめとさせていただきます。以下、読ませていただきます。

運営方式については、自校方式を存続しつつ、一部業務委託についても検討を行う。自校方式での運営を継続させ、その際には、栄養士は正規職員を配置し、調理員は状況により臨時職員等を配置する。調理業務の委託を実施する場合には、委託時の課題や問題点等について詳細に検討し、自校直営方式と同様の学校給食が提供されるようにする。給食調理員については、食数やアレルギー対応、施設・設備等を考慮して、適正な人員配置をする。アレルギー児童生徒への対応として、専門の調理員の配置の検討を行う。献立や帳票類、消耗品等については、可能な限り統一を図り、業務の効率化を図る。以上が事務局のまとめであります。

このことについて、委員から本日ご意見を頂いて、まとめていきたいと思っております。

委員長：今、事務局の方から現在の状況とそれに基づいて、皆さんからご意見をいただいたものをとめたものの説明がありました。皆さんからは、この部分の意見が出尽くしていないとか、まとめのところで、この部分を省くのは困るとかというご意見がございましたら、お一人お一人からご意見をお聞きしたいと思っております。委員の方からお願いします。

委員：自分が理解を深めるという意味で、ご意見の中でのことをお聞きしたいと思っております。ここに書かれていることから言うと、3ページの7行目に、委託の方向が考えられるとしたら、保育園の正規職員との調整が必要とのこととあります。学校にいる職員が、保育園のほうに異動するという理解で、調整ということの具体的なことを、これは意見なんですけど、私は今一つこの部分が理解できないので、教えていただければと思います。また、学校では実際に臨時の調理員さんの確保について、そのことは前にも触れたかと思うんですが、非常に厳しい状況にあって、臨時の調理員の採用については、厳しいのかなと想像しているのですが、その辺についても教えていただければと思います。

事務局：初めの、保育園の調理員さんとの調整の必要ということですが、学校の調理員さんは教育委員会、保育園は子育て支援課で市長部局になるんですが、そちらの方にも正規の調理員さんが

います。そちらでも正規職員と臨時職員の構成比が変わってきているのが現状であります。職員の異動で、学校から保育園へ、また、保育園から学校にということもありますので、そのことも考慮しながら人員配置について考えていかなければというご意見だと思います。

次に、臨時の調理員さんの採用についてですが、以前の委員会でもお話しさせていただきましたが、雇用が半年で、継続して1年契約ということですが、4月1日の採用で、翌年の3月31日までの採用となるわけですが、学校は4月に入ってすぐに給食が開始されますので、そうすると新規の調理員さんの衛生管理や職員管理などについて講習会などで、徹底が難しいという現状があります。その講習会もこれまで年に1回しか開催してこなかったということもありまして、学校の長期の休み、夏休みに開催してきたわけですが、そのことについても、この委員会で充実を図るということで、調理員さんたちの知識や技能を高めるといったご意見がございました。

また、配置となった調理員さんたちが急遽休む場合、お母さんたちが多いので、学校行事で休まれたりとか、自分が病気になったり、お子さんが病気になったりして、休んだ時の補充の調理員さんを探すのに非常に苦慮しているという状況です。教育委員会でも代替えの調理員を確保しているんですが、それだけでは足りていないということです。代替えの調理員が十分確保できればいいんですが、その様にはなっていません。各学校の栄養士さんも代替えの調理員さんを確保しなければいけないんですが、そのことで非常にご苦労されているということです。

委員：実際に応募される調理員さんも、右肩下がりといいますが、そのような現状でしょうか。

事務局：正規の調理員さんについては、もうずっと募集しておりません。臨時の調理員さんについては、応募が減ってきています。

委員長：応募者がいないということですか。

事務局：応募される方が少ない。応募定員に対して、1人か2人オーバーの状態、実際に採用となっても辞退者が出たりして、結構ぎりぎりな状態です。

委員長：それと、保育園の先生との交流が業務委託に絡んで書いてありますが、どういうことですか。

事務局：同じ市の職員でありますので、人事の関係だと思っんですが、そのことも考慮しなければいけないということだと思います。業務委託をするということをしにしても、現在も、学校と保育園で人事異動があります。仮に、業務委託をした場合には、学校と保育園の職員について調整が必要になるということが出てくるだろうと思います。

委員：前は、都合により欠席してしまい申し訳ありませんでした。PTAとしては、大変難しい問題であると思います。あくまでも親としての立場で、その観点からお話をさせていただきます。前回の議事録を読ませていただきまして、委員さんから頂いた資料があったと思いますが、ここに入るのか判らないですが、今年のような不測の事態、予期せぬ事態が起こったときに、その場合の管理運営について、線量計を買えということではないですが、例えば、そのような事態になったときには、どのような管理をするとか、しなければならないとかの記述を加えていただければ、何かが起こったときに、その都度検討するのではなくて、もうなっているもので、それに対して一歩進んだ対応ができると思います。何を入れたらいいのかといわれても、私もお答えできな

いんですが、何が入るのかな。今まで考えてもいなかったようなことで、もっともっと別なことも起こらないとも限らないので、そのことが入るといいのかなと思いました。他の部分については、本当によくまとめていただいていると思います。

もう1点ですが、今回の協議の中で良いのか判らないのですが、市全体のビジョンと言いますが、今後20年後にこうなるんだというものがないと、この会議がどうこうではないんですが、例えば、平成16年度に出されたものの焼き直しみたいな感じで、それが一步前進と言えれば一步前進なのかもしれませんが、基本的になぞっているだけで、すごく前進したように感じられないので。何年後には子供が何人になってこうなるので、真剣に皆さんで考えていきたいと思いますというものがあってもいいかなと思いました。

委員長：1点目の予想される不測の事態、何か考えられるものはありますか。対策を講じなければならぬということはありませんか。

事務局：もう1枚目のまとめについてという資料で、検討していただいた項目は6項目だったのですが、施設整備の部分を管理運営から抜かせていただいて、7項目にしてあります。今の部分が衛生管理になるのか、この間の委員会で委員さんから資料を頂いて、放射能について協議をして頂きましたので、次にその部分についてどうするか図ろうと思ったのですが、8項目目として、今回の放射能の対応について委員会として出したほうがいいのかと思いました。前回の委員会でも大分時間を割いていただいて、方向性的には煮詰まっている部分だと思いますので、8項目目として今回の震災に関わる対応について出したほうがいいのかと考えています。

委員さんが言われた部分については、衛生管理や食品管理から始まって、全体の運営にまたがる部分で、非常時の対応マニュアルが必要だということになっていますので、その中に含んでいくということをお願いしたいと思います。繰り返しになりますが、放射能については、別項目とするのかどうか、委員さんからご意見を頂ければと思います。

委員長：将来ビジョンについてはどうですか。

事務局：将来の子ども数については、以前に資料として出してあります。16年の方針を基本ということで現在やっておりますので、それを変えるということであれば、この委員会でそのような意見が出されれば、そのようになると思います。今までのところは、両論併記ではないですが、細かい部分の議論も委員会ではされていますので、まとめということになりますと大きくはぶれないのかなと思います。子供たちに安全で安心な給食を提供するというのが一番大切なことなので、それに対して大町にはどのような形が適しているのか、人口が減ってくる中で、子供も減ってきていて、この委員会でも協議されたように、自校給食の良さは、皆さんその通りだということでしたので、6年の方針を尊重して、その様にしていこうということでした。それで、運営に関して職員の関係ですとか、お金の関係はともかく、職員の態勢や人的配置の問題、衛生管理の徹底などについて考えると、一部業務委託も仕方がないのではないかと考えるということだと思います。委員さんが言われたことも解るんですが、大きな方向性については、変わらない部分が出てきてもいいのではないかと思います。

委員長：不測の事態の発生に対して、今後もっと安全安心を高めていこうというビジョンが必要で

はないですかね。

事務局：そうだと思います。そのことについても、工夫してまとめたいと思います。

委員：本当によくまとめていただいて、これ以上何を言えばいいのだろうと考えていたんですが、私は調理員さんの確保が大変なんだということですが、そここのところをきちんとしていただかないと、調理でミスや事故が起きたり、また、最近アレルギーの子供が増えてきているということで、本当に大変な状況になってくるのではないかと思います。何とか市全体の職員の採用枠と言いますか、決まりがあると思いますが、給食については専門職ということで、より安全性を考えると長期雇用、特別な採用に仕方とか、アレルギー児童についても、入学卒業で人が変わるので、人によって対応も変わるので、その場合の専門調理員さんの配置について、学校給食に関しては特例的に配慮をしていただくように、規則、条例を変えていただければいいのではないかとお願いしたいと思います。そうしたら保護者は安心すると思います。少ない人数、全体の生徒の数によって決まるとは思いますが、決まり切ったように何人から何人までは、何人ということではなくて、そこに在籍する子供たちがどのような状態にあるのかをしっかりと把握して、調理員さんの配置をお願いしたいと思います。

業務委託についても、どの部分で業務委託するのかわからないですが、取りあえず調理員さんの確保と配置について、お願いしたいと思います。

委員長：業務委託をするということについては、慎重に検討して納得するような方式でなければ、今のようなご心配が出るとは思います。検討していただきたいと思います。

委員：私は、八坂に視察に行かせていただいた時に、あそこだけ方式が違いましたよね。市内なのにあそこだけ違った方式でやっているのに違和感を覚えました。

委員長：施設のことですか。

委員：施設というか方式が、あそこだけは業務委託で、大町市内の中で八坂だけ方式が違っていました。このままなのかということ、ずっと思っているのですけれども、声に出せない声があるのではないかと感じました。

保育園は子育て支援課、学校は教育委員会という線引きがあることも、この委員会で判りました。難しいところもあると思いますが、どうなんですかね。

事務局：文部科学省と厚生労働省の分けがあるので、課によって管轄が違うということになっています。給食の基本方針やアレルギー対応、放射能の対応などについては、同じ市でありますので、情報を共有して対応をしているということです。

委員長：管理運営ということになると、範囲が広がってきます。様々なご質問やご意見が出ますが、よろしく願いいたします。

委員：委員の意見のところ、自行直営方式でやってほしいということ、委員と私が言ったんですが、抜けていると思います。先ほど、まとめのところ、そのような意見が出たのでといって、このまとめになっているのですけれども、意見としては上げておいていただきたいと思います。先ほど、委員さんもおっしゃっていましたが、業務委託について、今のところ考えていることを教えていただきたいです。委員さんが言っていた市としてのビジョンについては、一番最初に出

していただいた資料の小学校の入学推計が、平成 28 年に市全体で 170 名になります。これについては、このまま自校方式でいいのかということもあると思いますが、ここで言うことではないと思ったので言わなかったのですが、市のビジョンという意味では、小学校が 6 あるんですが、170 を単純に 6 で割ると 30 にならないですよ。ですからこのまま小学校が 6 校あっていいのかどうか、その様なビジョンがなければ、自行方式なのかということも検討できないと思うんです。学校を減らせば自校方式を存続できるかもしれませんが、そこまで行ってしまうと、この委員会の目的ではないかと思ったので、黙っていたのですが、その様なことも検討していただきたいということも上げてもいいのではないかと思います。

委員長：自校方式は無理だから、改めろということですか。

委員：そういうことではなくて、自校直営方式でやっていただきたいということが意見です。そのことは、私の意見として挙げておいていただきたいんですが、市のビジョンという意味からは、入学者が 170 名で小学校が 6 校いるのかどうかという検討がされなければ、この委員会で検討ができないのかなという意見です。

事務局：子どもの人数が減るとするのは、住民基本台帳のデータから確実にわかっているところです。委員さんが言われた部分ですが、学校の統廃合についてだと思いますが、この委員会は給食のあり方委員会ですので、学校給食の望ましい方向はどうかということで検討していただいておりまして、4 ページの施設整備には、今後の少子化の状況を考慮して学校毎に適切な施設改修が行われるように計画を策定するようになっております。この項目でいいのかは協議していただければいいと思いますが、そのことも踏まえた上で給食の自校方式を存続させるという、委員さんの意見がそうだと思いますので、その様なまとめをしてあります。

委員長：業務委託の内容についてはどうですか。

事務局：平成 15、16 年で検討して出された結論としては、栄養士については、市職と県職で配置し、調理員さんについては、先ほど言われた様に、正規と臨時の構成比、正規職員を新規採用することが難しいので、調理についてのみ業務委託できないか、ということだと思います。

委員長：どんなことを検討して業務委託をするかしないかを決めるのか、というご質問だと思いますが。業務委託する場合には、慎重な検討と書いてあるでしょ。慎重な検討という内容についてです。

事務局：調理員は、専門職ということで、衛生管理と食品管理の講習をしっかりと受けられて、適正に調理ができるということが必要だと思います。学校の規模に応じて、アレルギー対応や有事の際の対応、調理施設、生徒数を考慮して、安全で安心場給食を提供できる適正な調理員を配置するというので、その様なことで委託ができるかの検討だと思います。

委員長：人間の数と設備について考えるということですか。

事務局：金額の問題もありますし、講習会を何回受けなければいけないとか、資格を持っていないとかならぬだとか、専門の知識と技術を持った人を配置していただくような委託について検討が必要だと思います。委託の際には、その部分について細かく仕様をうたって、それが実行できる所に委託するということになるのではないかと思います。

委員長：仕様についても十分に検討して、今の自校方式と変わらない水準まで持っていく、そのことは前の文書にありますよね。仕様についても、もっぱら従業員の質に係るということですか。
事務局：専門職として考えていますので、衛生管理や食品管理は、大変厳しくやってもらわないと、そこが重要だと思います。

委員長：委託先にそのような注文を十分に付けておくということですか。

事務局：委託になると入札によって業者が決定しますので、仕様の中で地域雇用、地域から人を雇って配置してもらいたいとか、専門技能について、管理部門についても注文を付けて仕様を作ると思います。栄養士や専門機関に相談して作るべきではないかと思えます。

委員：検討を行うことではなくて、一部業務委託は何ですかということで、個人の意見ではなくて、教育委員会としてのお考えをお聞きしたいです。

事務局：教育委員会の方針としては、16年に出されたものしかないのです、16年では、調理の業務委託が検討するという事しかありません。

委員：判りました。

委員長：中学校だけ業務委託ということに意味があるのですか。

事務局：一中と仁科台の改修が終わって、設備的に整備されているということで、中学校から業務委託の検討ということになったのではないかと思います。

委員：自校直営方式でやっていただきたいということも、委員の意見として出していただけますか。

事務局：はい。判りました。

委員：先ほど、委員さんから市のビジョンということで、私も食育に関わっているのです、その辺も学校給食とどうしても切り離せない部分もあると思います。教育委員会や子育て支援課とも連携して、目標に向かっていくようにしなければいけないと思いました。乳幼児健診に来るお子さんもだいぶ減ってきています。170名になるということも感じていて、私としても学校給食を自校方式でやっていただきたいと思っていますが、縮小していくことを考えると、調理員さんとかも長く働いていただきたいと思うんですが、その時になるとどうするのか非常に難しい問題だと思います。感想になってしまいましたが、以上です。

委員長：専門的な知識を持った方に働いていただければ、ということですかね。そのような努力を是非、続けてほしいと思います。

事務局：繰り返しになってしまいますが、安全で安心な給食を提供するためには、それ相応の知識を持った方にやっていただくのが、こちらとしても希望ではあります。それでよろしいと思います。

委員：さっき、調理員さんの採用で、辞退される方がいるとおっしゃったんですが、仕事がきついということですか。

事務局：仕事がきつくてやめられる方もいらっしゃいますし、他に仕事が見つかってという方もいらっしゃいます。教育委員会としては、給食の調理員として広報を通じて公募して採用するわけですが、事情によって辞退されるということです。

委員：調理員の採用について話があったんですが、前にも大町の栄養士さんの採用も臨時職員とい

うことで、去年違う管内にいた時に誰かいないかという話があって、市内もそうですが遠くから通う場合も栄養士さんの身分がある程度保証されれば、頑張っって通いたいという方もいらっしゃると思います。臨時だったらそこまでしてということだったので、人が来ないということもあるんですが、採用に条件や身分保障もある程度あっての応募ということになると思います。今話を聞きながら非常に難しい問題だと思いました。

市内の学校給食の現場、施設を回らせていただいて、八坂と美麻というのは地理的に特殊なところがあるのかなと感じました。一律に考えるというか、文字にすると違和感があるんですが、例えば、給食食材についても、旧市内では注文すると業者さんが配達してくれるんですが、八坂と美麻の場合は、業者が配達しないので、職員が毎朝取りに行くということです。一律に論ずるのではなくて、どこかで別に対処を検討していただけたらいいのではないかと思います。業者さんをお願いして配達してもらえないかというような話を聞いたときに、量的な問題もあったりして嫌がられるというか、そういうことで職員が運んでいるということで、雪の降る時などは大変ということもあって、そのことは細かいことなんですが、地域的な問題があるのかなということを感じています。八坂と美麻だと人の確保もどうなのかなと思います。ここに盛り込むということではなくて、教育員会の方で検討していただければと思います。

先程から、委託の話も出ていますが、委託をすると職員の採用は会社にお任せとなるので、人事管理の面では非常にやりやすくなるんですが、仕様書にいろいろ書いても、他のところから聞いた話では、仕様書に書いていない、小さな不測の事態が出てきたときに、契約したこれ以外のことはできないとか、お金を出してくれるとできるけれども、これはできないんですよということもあると聞いています。入札方式になると仕様書がメインになるので、子供たちを見ていると気持ちはやりたいけれども、仕様書に書かれていないことをやると業務違反になるということで、県立の養護学校でも委託が進んでいますが、入札方式の悪い部分が出てきたということで、プロポーザル方式でやっています。隣の市の保育園でも、入札方式でやるときめ細かなところが出てこない、業務のやり取りで出てこないということで、プロポーザルでやると業者の方針やビジョンが出てくる、子供たちのためにこういうことをやります、という業者の方針が出てきて、会社の方針と市の長期ビジョンとのすり合わせができ、このような考え方の業者ならお願いできるということで、最低価格を出している業者でなくとも市の考えにより近いということから採用できるので、業者委託をする市内の問題もあると思いますが、ここに書くことではないですが、プロポーザル方式でやったほうがいいのかということを感じました。

委託にすると人的管理が楽になるとか、衛生管理や運営も良くなるということもあるんですけど、委託は業者のトップが司令塔になってくるので、その方の考え方で動く面がありますので、やりやすいとかやりにくいとか、そういうこともあると聞いています。委託をするのであれば、経験のある栄養士の下でがいいと思います。安易に考えないほうがいいのかなということと、アレルギー対応に関してもこのような形式があるので、どのようにやっていただけるかで選んでいかないと、専門の調理員の配置とか自前にしても委託にしても難しいところだと思います。

市の運営の部分で、まとめていただいたところは、これでいいのではないかと思います。

委員長：集団給食の設置場所で、いろいろと差があるようですけども、採用条件についてはどうですか。

事務局：市の採用条件は一緒です。

委員長：いいんですか。栄養士や熟練した調理員も含めて。

事務局：飛びぬけていいということはないと思いますが、他市の状況をしっかり把握していないので、正確なところは言えません。

委員長：食材の供給状況ですが、給食施設の調理員が取りに行くということがありますが、そのようなところは多いのですか。

事務局：食材を運ぶのは、八坂と美麻の地域の学校です。旧市内の学校は、業者に配達してもらっています。

委員長：委託の仕様書を作るときは、栄養士さんがいい、経営者じゃ駄目だ、そうじゃないといういと問題が生じる、そんなことはありますか。

事務局：まとめにあるとおり、これまでの学校給食と同じような、自校方式と同じ運営ができるような内容で、委託をするということが前提になると思います。その際には、委員さんが言われたように、入札にするのか、プロポをするのかは判りませんが、いづれにしる、不測の事態、細かな部分で整合が取れなかったり、動いてもらえなかったという事例があれば、そのことも踏まえて、その場合には調整、協議をするようにというような工夫が必要だと思います。

委員長：仕様書を書く場合に、栄養士と経営者では違いますか。違うと予想されますか。

委員：学校給食の経験のある業者さんは、非常に勉強していて、いろいろと向こうからいってこれたりして、それも大切だと気付いて、現場で将来的なことも含めてできるということもありましたが、入札だと現場で当たり前としてやっていることで、書き落としてしまうと、上げ足を取られるということではありませんが、書いてないのでできませんということもあるのでは。

事務局：委託をするということではないので、委託する際には、そのようなことに気をつけてということ。

委員：先ほど事務局から話があったのですが、学校で一番困っていることは、調理員が休んだ時に代替えの職員を探さなければならないのですが、そのことに追われてしまって、急に調理員さんが具合が悪くなってしまって休んだ時に、今代替えに登録されている方は十何人かいるんですが、学校給食のOBだとか、保育園のOBとかが入っていて、保育園と兼務している人が多いです。そのような状態だと、代替えの人が本当に見つからなくて困っています。教育委員会にもフリーの調理員さんがいて、誰か休んだ時に、その人が空いていればお願いすることができるのですが、この間、私のところであったケースは、具合が悪くなって休みたいという連絡があったのが、夜の10時過ぎで、それで代替えをお願いした方も具合が悪くなってしまって、代替えの代替えを探さなくてはならなくて、本当に苦労しました。自分が現場に入ることが可能であれば、大丈夫ですけども、たまたま、その時は食育の授業があって、時間的に私が入れる状況ではなくて、とても困りました。人の確保が非常に大変なんです。

どこの栄養士さんも人の確保に困っています。代替えならだれでもいいというわけではなくて、どの現場でも対応できて、ある程度の知識を持っていてもらわないと、代替えで来たのはいいけど全然動けないということになってしまうので、誰でもいいということではないんです。そのようなことも考えると、代替えの確保も非常に大変で、臨時の職員で、自分の感覚ではできると思っていたという人が結構多いです。家庭で作る調理の延長だと考えていたけれど、実際に、学校や保育園の現場に入ったときに、こんなに大変だと思われる方が多いです。衛生的なこともあるので、相当な覚悟を持って来てもらわないと。できるなら専門的な知識を持った、どこかで経験のある人が応募してもらえばいいんですが、実際には、そのような方はほとんどいない状況です。新規の方に一から仕事を教えていくと考えると、給食は待ってくれないので、4月に入ってすぐ始まるので、そここの教育を少しでもやってきてもらえるとありがたいと思います。即戦力がほしいです。

委員長：代替えを探すのは栄養士がやっているのですか。

委員：代替えの関係はそうです。お願いしたときに来る方は、お家にいて、その時だけ来るような方なので、仕事を持っている人は無理なので、代替えに登録してくれる方が少ないんです。少ない中で電話をかけてお願いしているので、一人に連絡して見つければいいんですが、5人、6人に連絡しても断られることもあります。現場としては、人の手配が一番困っています。

委員長：教育委員会では、そういうことを把握しているのですか。

事務局：代替えの調理員の名簿を作って、それで栄養士さんが連絡してもらっているという状況です。

委員長：教育委員会で把握しているということですね。

事務局：把握はしています。しかし、誰でもいいということにはならないですし、検便で検査も必要となりますので、調理員をやめた方をお願いして、調整して登録してもらっています。先程、お話がありましたが、教育委員会にもフリーの調理員を配置しています。

委員：代替えに登録されている調理員さんも高齢化してきて、学校給食はきつくなってきているといわれています。実際に、私も年配になってきたので若い人を探してくださいという話がよくあります。代替えは、頼まれた時しか仕事になりませんし、いつその時が来るのかも解らないので、登録する人も困ると思います。

委員長：登録でうまく代替えが確保できればいいんですがね。突然休まれると困りますね。

委員：臨時であっても調理師免許がいるということですか。

事務局：大町市では採用の条件になっていません。持っている方もいらっしゃいます。

委員：昔、調理師免許がないと給食ができないということを聞いたんですが、それは正規職員のことですか。

事務局：当然、栄養士は栄養士免許が必要となります。

委員：調理員の正規職員は、調理師免許がないとだめだと思います。臨時職員は、持っていなくても採用することはできます。学校や保育園で臨時で働いていて、調理師免許を取るようお願いしたこともあります。

委員：調理師会に声をかけても難しいのでしょうか。

事務局：雇用の条件等もあって、なかなか難しいと思います。栄養士を探したときには、栄養士会に相談したりしたんですが、とても苦労して見つけたということもありました。

委員長：次の協議事項についてお願いします。

事務局：まとめについてお願いします。先程、管理運営の項目で、頂いた意見をまとめてお示したいと思います。最終的な報告書についてですが、構成は、はじめにこの委員会の設置の目的、次に、学校給食の現状として、児童生徒数と食数、人員配置、施設規模などのこれまでにお示した資料から現状を書かせていただきたいと思います。次に、先ほどもご協議いただきました討項目と結果ということで、資料として委員名簿やこれまでお配りした資料となる予定です。構成がこれでいいのかどうか、そのことの確認をお願いします。

それから、項目ごとに現在の状況と基本方針となっていますので、特に、基本方針がこれでいいのか確認をお願いしたいと思います。現状と問題点とするのか、ご意見をいただきたいと思います。

委員長：今日の協議は、管理運営の部分に集中していますが。

事務局：その部分がまとまっていなかったのが、今日の委員会で出された意見をまとめたいと思います。まとめたものを再度確認していただくようにします。

委員長：それでは、事務局に作っていただいて、それを見せていただいてということで、よろしいでしょうかね。お願いします。

事務局：基本方針についてのご意見を頂いて、今日の委員会では直に結論が出ないということであれば、次回に、管理運営のところを含めて、ご意見を頂くということでよろしいでしょうか。

委員長：あと2回ですか。

事務局：できればあと2回でお願いしたいと思います。7項目について、再度お示ししますので、いいのはいけないのか、追加してもらいたいとか削ってもらいたいとかのご意見を頂きたいと思っています。

委員：ちょっとよろしいでしょうか。2ページの現在の状況の のその他がありますね。仁科台中学の次のところですが、その後、平成18年に八坂村と美麻村と合併となり加わりの部分の文章を検討していただければ。

事務局：他にも誤字脱字が多分にあると思います。お気づきになりましたらご指摘をお願いします。

委員：8ページの下から7行目です。周囲の児童生徒に対しては、アレルギーという病気に対して、という部分ですが、アレルギー疾患にというようにしていただけないでしょうか。アレルギー疾患に理解を持たせてというように。

委員長：その他にも何かありましたら、事務局にご連絡をお願いします。まとめを作っていただいて、それに対してご意見を頂いてというようにしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員：2ページの八坂地区については、以前から共同調理場で調理委託を行っている。ということは、調理委託だけということですね。

事務局：そうです。

委員：その他は、市がやっているということですか。管理運営は大町市ということですか。

事務局：そうです。共同調理場ですけれども、調理業務だけを委託に出してあって、栄養士は県の職員です。

委員：先ほどの一部業務委託は何ですかとお聞きしたところ、平成 16 年では調理の業務委託という教育委員会のお考えですので、それは八坂の状態ということでしょうか。

事務局：そうですね。栄養士は正規職員を配置して充実を図って、調理について委託について検討したいということだと思います。

委員：八坂の状態になるということですね。

事務局：内容的には違った形になると思いますが、業務の構成的にはそうだと思います。委託に出すのは、調理だけということです。

委員：八坂は、入札だったのですか、プロポーザルだったのでしょうか。

事務局：入札です。

委員長：次回までにまとめをしていただいて、仕上げていただきたいと思います。次に、放射能についてお願いします。

事務局：前回、委員さんから頂いた資料のまとめとして、大町の給食を考える会から放射能に関わる学校給食についての要望書が出されました。市長と教育長が出席してこの文書を頂きました。前回の委員会で、委員さんから頂いた資料も併せて頂いております。回答については、栄養士会を明日開催して、このことについて協議してもらいます。市として、どのように対応するのか検討しているところです。市長と教育長からは、放射能に関わる食材の用達については、前回の委員会でもお話ししましたが、地産地消を基本として考えております。消防防災課で測定器を購入しますので、その活用も含めて、学校給食ではどのように対応するのか、栄養士を交えて検討したいと思います。次回の委員会で、放射能の対応について報告ができると思います。

委員長：新聞に出ていましたので、皆さんもご承知していると思いますが、厚生労働省では食品別の被ばく量の基準を作るということです。今の暫定基準は、しっかりとした根拠がないものだという事ですから。今よりも厳しい基準で、500 から 100 に下げようということらしいです。食品別にして、特に乳幼児は0にということで、ここにも0となっていますが。そこまで下げるように努力する、そのような基準を作りたいと新聞に出ていました。ですから、時間がたつと基準が変わりますから。

事務局：そうですね。今現在の市の考え方で回答するという事になると思います。国が暫定基準から新たな基準を設けたならば、それによって出荷制限とか、摂取制限となりますので、そうすれば、市場に出回っている食品の安全性も高まることとなりますので、国等の動向を注視して対応していくということで、よろしいのではないかと思います。

委員長：委員さんよろしいでしょうか。

委員：ご返事を頂けるということならいいと思います。

事務局：お願いですが、次回までに、この放射能に関わる食材、給食に関わる事、なんでも結構ですので、ご意見をまとめてきていただければと思います。先ほども言いましたが、まとめの7

項目以外で、今回の震災の関係がありますので、放射能に関わる学校給食についても、この委員会として意見を出しておいたほうがいいのではと思います。ご意見を頂きたいと思います。

委員長：意見を求めますか。

事務局：時間的なこともあるので、事前に事務局のほうまで FAX でも、メール、電話でもいいのでご意見を頂いて、次回の委員会で協議していただければと思います。2 週間のうちに教育委員会までお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長：そういうことで、放射能に関する意見について、事務局に出していただけますか。次回のご意見は、それに限定しますね。

事務局：委員会の時に発表していただいてもいいと思いますが、できれば事前に頂ければと思います。

委員長：次回の委員会の日程をお願いします。

事務局：年内までに 2 回開催したいので、12 月 1 か 2 日ぐらいでお願いしたいともいます。最期を 21 日ぐらいでお願いできればと思います。

委員長：それでは、12 月 1 日でよろしいでしょうか。時間は何時にしますか。

事務局：午後 3 時からでお願いします。場所は、決まり次第連絡いたします。

委員長：それでは、次回の委員会は、12 月 1 日の午後 3 時からということをお願いします。その次の委員会については、次回に決めましょう。

事務局：最後に、これまでの議事録を HP で公開していただきたいというお話がありまして、委員さんの個人名は伏せさせていただいて、公開したいと思いますがよろしいでしょうか。会議も公開でやっていますので、市民の方も関心が高い問題だと思しますので、このような内容で教師しているということをお知らせもしたいので、お願いしたいと思います。

委員長：いかがですか。

委員：学校の話をしているので、そこはちょっとという気持ちはあるんですが。

事務局：個人が特定できないように公開しますが、会議自体が公開ですので、議事録を加工してということとはできないと思います。委員長と副委員長は、職名になりますので、そのままになります。

委員長：いかがですか。

委員了承

委員長：それでは、公開ということをお願いします。

副委員長：学校給食の目標及び基本方針の学校給食の基本方針があるんですが、学校給食法が改正されまして、その中に、この基本方針とどのように関連するか、学校給食法の目的と基本方針がうまくすり合わせるように、大町市の基本方針の上に具体的に出ておりますので、その事を載せていただくと、大町市は具体的にこうだと判るようになると思います。学校給食の目的とこの基本方針で、結局は共通する部分があるんですが、そのことを明示することでよりきちっとすると思います。

事務局：はい、解りました。まとめで、前文に学校給食法を持って来て、それを踏まえて基本方針

ということにしたいと思います。

副委員長：そうすれば、原発のことや流通機構、生産とかいろいろ関わってきますので、目標が明示されておりますので、お願いしたいと思います。

委員長：それでは、閉会をお願いします。

副委員長：それでは、大変重要な密度の高い協議ができたと思います。今回は、12月1日になります。私は来る途中でいろいろ考えてきまして、かつてこういうことを言う人がいまして、日本はなにも資源がないんだと、食料事情は別にしましてなにも資源がないと、そうすると日本はどのように考えていかなければならないかということ人間資源しかない、そのようなことをおっしゃった方がいらっしゃいました。その時にハッとしました。人間資源とは何だろう、最終的に突き詰めれば、私たちの命、食ということなんですが、人間ということは非常に広いわけです。これから何が起こるか判りませんが、これからの子供たちを守る、食が私たちの知恵と英知で豊かな土地をどのように守っていくのが、子供たちの命につながる大事なことなんだと。その一番の資源を皆さんで一生懸命に考えているということで、今までに討論、協議されたことは大事なことだなと思います。これからも学校給食のために、知恵を出し合ってこの豊かな土地を守っていくこと、それが子供たちの命を守っていくことについて、もう一度考えてみたいと思っております。

以上をもちまして、第7回の大町市学校給食あり方検討委員会を終わりたいと思います。大変お忙しいところ、本日はありがとうございました。